第三十七条第二号中「及び」を「並びに食品表示基準及び飲食料品以外の」に、「（農林物資の品質に関する表示」を「（これら」に改める。

第八十六条第二項中「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」を「農林物資の規格化等に関する法律」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　山本　早苗
財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第六十九号

社会保険労務士法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、社会保険労務士法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百十六号）附則第一条の規定に基づき、この政令を制定する。

社会保険労務士法の一部を改正する法律（附則第一条ただし書に規定する規定を除く。）の施行期日は平成二十七年四月一日とし、同条ただし書に規定する規定の施行期日は平成二十八年一月一日とする。

厚生労働大臣　塩崎　恭久
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○総務省令第十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十四条第一項第二号の規定に基づき、総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

総務大臣　山本　早苗

総務省所管補助金等交付規則の一部を改正する省令

総務省所管補助金等交付規則（平成十二年総理府・郵政省・自治省令第六号）の一部を次のように改正する。

別表補助金等の名称等の欄中「地域活性化・効果実感臨時交付金」を「地域活性化・効果実感臨時交付金　地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に改める。

附　則

1　この省令は、公布の日から施行する。

2　この省令による改正後の総務省所管補助金等交付規則の規定は、平成二十六年度に取得した財産からこれを適用する。

○財務省令第六号

財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第八条の規定に基づき、財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年三月六日

財務大臣　麻生　太郎

財政融資資金預託金取扱規則の一部を改正する省令

財政融資資金預託金取扱規則（昭和二十六年大蔵省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

附則第七項を次のように改める。

7　森林国営保険法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第二十一号）附則第八条第一項の規定により、森林保険特別会計の積立金に属する現金を独立行政法人森林総合研究所に承継するため、当該積立金に属する預託金の払戻しを受けようとする場合における第十一条第一項の適用については、同項の表中「何年度、何省所管何会計、歳入」、「何年度、何会計、歳入外、損失補てん（積立金に属する現金を支払元受高に繰替使用する場合にあつては、「繰替」とする。）」又は「何資金、繰替（積立金に属する現金を資金に繰替使用する場合に限る。）」とあるのは「何年度、何会計、歳入外、積立金」とする。

附則第八項を削る。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

告　示

○内閣府告示第四十一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第二項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項の規定に基づき、内閣府本府所管の補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県の知事が行うこととなったので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

平成二十七年三月六日

内閣総理大臣　安倍　晋三

都道府県の知事は、内閣府本府所管の補助金等のうち、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金について、次に掲げる事務を行う。

一　補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号。以下「法」という。）第五条の規定に基づく交付申請書の受理

二　法第六条第一項の規定に基づく交付の決定に関する事務のうち、申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等

三　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等の経費の配分の変更の承認、補助事業等の内容の変更の承認、補助事業等の中止又は廃止の承認及び補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合に限る。）又は補助事業等の遂行が困難となった場合における指示に関する事務のうち、申請又は報告に係る書類等の受理、審査及び必要に応じて行う現地調査等

四　法第七条第一項の規定に基づく補助事業等が予定期間内に完了しない場合（補助事業等が当該年度内に完了しない場合を除く。）における指示に関する事務

五　法第七条第二項の規定に基づく補助金等の全部又は一部に相当する金額の納付命令

○総務省告示第六十五号

無線局運用規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十七号）第百四十条の規定に基づき、平成二十年総務省告示第八号（本邦外に在住する日本人向けの広報を送信する無線局の運用に関する件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年三月六日

六　法第八条の規定に基づく決定の通知

七　法第九条第一項の規定に基づく交付申請の取下げの受理

八　法第十二条の規定に基づく状況報告の受理

九　法第十三条第一項の規定に基づく遂行命令

十　法第十三条第二項の規定に基づく遂行の一時停止命令

十一　法第十四条（法第十六条第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく実績報告の受理

十二　法第十五条の規定に基づく額の確定及び通知

十三　法第十六条第一項の規定に基づく補助事業等の是正措置命令

十四　法第十八条第二項の規定に基づく返還命令

十五　法第二十三条第一項の規定に基づく報告の徴収及び立入検査等

○総務省告示第六十四号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十七条第一項前段の規定に基づき、予算科目に係る補助金のうち補助事業者が市町村であるものの交付に関する事務を都道府県の知事が行うこととした件（平成十二年自治省告示第百六号）の一部を次のように改正し、平成二十六年度分の補助金等から適用する。

平成二十七年三月六日

総務大臣　山本　早苗

本文中「第十三号」を「第十四号」に改める。

表の上欄中第十三号を第十四号とし、第十二号の次に次の一号を加える。

十三	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金

表の下欄第六号中「及び地域活性化・効果実感臨時交付金」を「、地域活性化・効果実感臨時交付金及び地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金」に改める。

総務大臣　山本　早苗